

令和4年9月定例会

# こどもの未来応援対策特別委員会会議録

令和4年9月20日

場 所 第5委員会室



令和4年9月20日（火曜日）

午前10時2分開会

会議に付した案件

○概要説明

教育委員会、総合政策部、福祉保健部

1. いじめ対策について
2. こどもの学習環境（こどもの学びの場の確保）について

○協議事項

1. 県外調査について
2. 次回委員会について
3. その他

出席委員（11人）

委員	長	田口雄二
副委員	長	川添博
委員		坂口博美
委員		徳重忠夫
委員		横田照夫
委員		窪菌辰也
委員		佐藤雅洋
委員		山内佳菜子
委員		坂本康郎
委員		前屋敷恵美
委員		井上紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育	長	黒木淳一郎
副教育	長	田村伸夫

教育次長（教育政策担当） 児玉康裕

教育次長（教育振興担当） 東 宏太朗

教育政策課長 中尾慶一郎

高校教育課長 高橋哲郎

義務教育課長 佐々木孝弘

特別支援教育課長 横山貢一

人権同和教育課長 北林克彦

総合政策部

人権同和対策課長 壺岐秀彦

福祉保健部

こども家庭課長 小川智巳

事務局職員出席者

政策調査課主査 飛田真志野

政策調査課主幹 松本英治

○田口委員長 ただいまから、こどもの未来応援対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程（案）を御覧ください。

本日は、教育委員会から、いじめ対策、こどもの学習環境について御説明いただきます。また、総合政策部、福祉保健部にも同席いただきます。その後、県外調査等について御協議いただきたいと思いますと思いますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時5分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

本日は、教育委員会、総合政策部、福祉保健部においていただきました。

なお、執行部の皆さんの紹介につきましては、お手元に配付の出席者配席表に代えさせていただきます。

それでは、執行部から説明をお願いいたします。

○黒木教育長 おはようございます。教育委員会でございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

まずはじめに、このたびの台風14号により亡くなられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、御遺族と被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、本日御報告をさせていただきます項目について御説明いたします。

お手元にお配りしております、こどもの未来応援対策特別委員会資料の表紙の下の目次を御覧ください。本日は御指示のありました、いじめ対策について、こどもの学習環境（こどもの学びの場の確保）について御説明させていただきます。

内容につきましては、関係課長が説明いたします。

○北林人権同和教育課長 人権同和教育課です。

資料の1ページをお開きください。

説明に入る前に資料の修正をお願いいたします。資料の1ページの棒グラフにつきまして、縦軸に0、2000、4000と目盛りがあり、単位が「人」になっておりますが、「件」に修正をお願いいたします。申し訳ありません。

また、本県のいじめ認知後の状況についても、単位が「人」になっておりますが、こちらも「件」

であります。申し訳ありません。

それでは、説明に移ります。

1の本県公立学校におけるいじめの認知件数の状況についてであります。

令和3年度の状況につきましては、現在集中でありますので、令和2年度の数で申し上げます。

本県公立学校におけるいじめの認知件数は、小学校9,299件、中学校1,226件、高等学校175件、特別支援学校41件、合計で1万741件であります。

1,000人当たりの認知件数につきましては、本県の96.4件に対し、全国は39.7件となっており、本県の割合は全国でも大きい割合となっております。

なお、令和2年度のいじめの認知件数が減少しておりますことにつきましては、コロナ禍における休校等の措置により、児童生徒間の接触の機会が減少したことによるものではないかとも考えられますが、県が推進しております、児童生徒が主体となったいじめの未然防止の取組が、少しずつ効果を現してきているものと捉えております。

いじめ認知後の状況につきましては、下の表にお示ししております。令和3年8月31日時点で令和2年度の小学校の認知件数9,299件のうち、解消しているものが9,090件で97.8%、中学校は1,186件で96.7%、高等学校169件で96.6%、特別支援学校41件で100%となっております。

全体で97.6%は解消しておりますが、1.6%がその他となっております。このその他は、児童生徒が遠方や私立学校等に進学や卒業することにより接触の機会がなくなったということで、その後の状況について追跡できず不明となっているものであります。

資料2ページをお開きください。

2のいじめの対応についてであります。

まず、(1) 県教育委員会としての対応であります。

いじめ防止等に係る組織につきましては、本県条例により設置しております、宮崎県いじめ問題対策連絡協議会と併せ、宮崎県いじめ問題対策委員会を設置し、本県のいじめ問題に対する情報の共有や取組に対する御意見等をいただいております。

また、国の定める基本的な方針を参酌し、宮崎県いじめ防止基本方針を定めております。この中では、県教育委員会が取り組むべき内容とし、各種委員会の設置やいじめの早期発見のために県教育委員会が主体となって実施するアンケートの実施、インターネット上のいじめへの対策などの取組を明記しております。

また、学校が取り組むべき内容といたしまして、校内におけるいじめの防止等のための組織体制の整備や早期発見に向けたアンケートの実施などを明記しております。

なお、各市町村教育委員会におきましては、この県の基本方針を踏まえ、それぞれ基本方針が定められております。

さらに、全ての学校において、いじめの認知から解消に至るまでの取組が確実に推進されるよう、県独自の「いじめの認知から解消までのガイドライン」を作成しております。これは、全ての学校において、ささいないじめも見逃すことなく認知につなげ、早期の対応から解消に至るよう、認知や解消の確認表や解消のチェックリストなどが載せてあり、各学校で活用されております。

また、県内7つの学校をいじめの未然防止に関する取組推進校に指定し、児童生徒の主体的な取組を推進しておりますが、今年度から指定

校7校のうち3校は小学校を指定し、その取組を県内に広めることで、小学校段階からの取組の推進を図っているところであります。今年度の指定校は、資料のとおりです。

資料中の画像につきましては、この推進校が参加して本年8月に行いました、宮崎県いじめ問題子供サミットの様子です。コロナの感染状況を踏まえ、オンラインでの開催としましたが、画像にありますように、各学校がプレゼン等により、各学校における実践を紹介したり、いじめの防止に向けて自分たちに何ができるのか、協議が熱心に行われたところです。

なお、この様子は県内の小中学校にオンラインで配信し、推進校の優れた実践が県内に広まるように取り組んでおります。

資料の3ページを御覧ください。

電話やメールによる相談の実施や、県教育委員会が作成したSOSの出し方に関する教育ハンドブックを用いた研修などの取組を行っております。

また、スクールカウンセラーを配置・派遣しておりますが、その体制につきましては下の図を御覧ください。

まず、小学校へのスクールカウンセラーの派遣についてです。北部教育事務所管内に3名、中部教育事務所管内に5名、南部教育事務所管内に3名の計11名をそれぞれのエリアに配置し、学校からの希望に応じて派遣する体制としております。

中学校につきましては、3事務所合計83校を配置校として、それぞれ1名のスクールカウンセラーを配置しております。配置のない中学校40校につきましても、配置校から派遣する体制としております。

県立学校につきましては、県内を4つのエリ

アに分け、それぞれ1校を拠点校として配置し、それ以外の学校には、希望に応じて派遣する体制としております。なお、特別支援学校につきましても、必要に応じて派遣する体制としております。

次に、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣の図を御覧ください。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、県教育委員会としまして、10名を県内の各教育事務所に配置しております。県配置とは別に、市町村も単独配置を進めているところであります。現在は、図にあります10市町が独自にスクールソーシャルワーカーを配置しており、県は、この配置に対して補助を行っております。

資料の4ページをお開きください。

（2）学校における対応についてです。

学校では、まず第一に、未然防止のためのこのころの教育として、道徳や学級活動の時間に児童生徒が互いを思いやり、支え合うことのできる人間関係を育むための教育を日常的に実施しております。また、よりよい人間関係を育むためのスキルを身につけるピアサポート活動にも取り組んでおります。

また、学校ごとに「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長を中心としたいじめ問題に対するための組織編成やいじめ防止に向けた具体的な計画策定など、各学校における取組を明確化しております。

この基本方針は、各学校のホームページに掲載し、児童生徒はもとより、保護者や地域にも広く周知し、取組を徹底するように指導しているところであります。

この基本方針に基づき、各学校では、定期的ないじめ等に係るアンケートや担任などとの面談による教育相談を実施し、いじめの早期発見

・対応に努めています。

アンケートにつきましては、記名・無記名を各月で実施したり、家庭に持ち帰らせて保護者も交えて回答させるなど、いじめの早期発見につなげられるよう工夫しております。

また、いじめ問題に組織的に対応するため、教職員やスクールカウンセラーで構成する「いじめ・不登校対策委員会」を定期的で開催し、情報の共有や対策を検討することで、担任等が一人で抱え込むことなく、組織として対応できるよう努めているところです。また、事案発生時には、関係職員でケース会議を行い、組織的な対応に努めております。

最後に、（3）その他の知事部局における対応についてであります。

まず、人権啓発についてです。人権同和対策課では、県内の小・中・高等学校の児童生徒に対し、人権に関する作品を募集することによって、いじめを含む人権課題について考える機会を提供しております。

また、啓発資料として、優秀作品を掲載したリーフレットや作品集を作成し、子供や市町村、地域などに配布しております。

次に、人権相談についてです。県教育委員会でも相談窓口を設置しているところですが、人権同和対策課の中に設置されている人権啓発センターでも、いじめを含めた各種人権問題に関する相談を受け付けており、相談内容に応じて、法務局などの専門の相談窓口や支援先等を案内しております。

いじめ対策につきましては、以上でございます。

引き続き、こどもの学習環境（こどもの学びの場の確保）についてであります。

資料の5ページを御覧ください。

まず、1の不登校児童生徒の状況及び対策の状況についてであります。

令和2年度の数となります。本県公立学校の不登校児童生徒数は、小学校457名、中学校1,079人、高等学校249人、合計で1,785人となっており、小学校における不登校児童の増加が本県の生徒指導上の大きな課題となっているところであります。

参考までに、全国国公立の状況もお示ししておりますが、全国も本県同様、小学校における不登校児童の増加が大きな課題となっております。

なお、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数の数は、全国小学校10.0人に対して、本県は7.7人、全国中学校40.9人に対し、本県は38.8人、全国高等学校13.9人に対し、本県は11.1人となっており、全ての校種におきまして、本県は全国と比べ低い状況にあります。

次に、(2)不登校対策の状況についてであります。

このような状況に対応するため、教育相談体制の充実としまして、先ほど御説明させていただきましたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置・派遣しているところであります。

また、国が実施している、魅力ある学校づくり調査研究事業に、本県は平成22年度から参画し、不登校の未然防止に向けた取組を推進するとともに、不登校の未然防止や早期対応、学校復帰に向けた対応等についてまとめた生徒指導資料を独自に作成し、各学校における指導の充実を図っているところであります。

不登校児童生徒の学びの場としましては、県内20市町に公的機関である適応指導教室が26教室設置されており、指導員と学校が連携し学習

支援等を行っております。

資料の6ページを御覧ください。

次に、2の知事部局やフリースクール・市民団体等との連携状況についてであります。

まず、知事部局との連携についてであります。福祉保健課では、生活困窮世帯の子供の学習・生活支援事業を実施しております。

この事業は、生活困窮世帯の中高生を対象に、進学の実支援や学習支援の場を提供するもので、特に不登校の児童生徒を対象とはしておりませんが、利用者の中には不登校の生徒もいるようです。今年度は、株式会社トライグループに委託して実施しております。教育委員会の取組といたしましては、担当課との情報の共有及び委託業者の視察を実施しました。

フリースクール・市民団体等との連携につきましては、市町村に対して調査を実施しました。今年8月末の時点で7市町に22フリースクール等があることを把握しており、県教育委員会といたしましては、昨年度からこのようなフリースクール等を視察し、実態の把握を行うとともに、今後の連携推進に向けた意見交換を実施しているところであります。

なお、フリースクールと学校との連携につきましては、現在、宮崎市内の1施設につきましては、フリースクールへの出席が、学校の出席扱いとされている状況にあります。

また、市町村教育委員会に対しまして、フリースクールに関する情報を共有するとともに、連携に関する協議を実施しております。今後は、市町村との連携も推進してまいりたいと考えております。

最後に、3のヤングケアラーなどの困難を抱える子供を把握した場合の対応についてであります。

ヤングケアラーにつきましては、まずは教職員がケアラーに関する理解を図ることが最重要であることから、小中高全ての学校に講習を受けるよう依頼しております。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの研修において、専門家による講演等を受講することで、ヤングケアラーに対する理解はもとよりその対応の在り方に関する啓発を図っております。

各学校では、教職員による日々の観察や面談、家庭訪問などにより、ヤングケアラーにかかわらず、様々な困難を抱える子供の把握にこれまでも努めてきたところであります。把握した場合には、校内の委員会におきまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も交えて、情報の共有や対策の検討を行っております。

把握した児童生徒への対応につきましては、それぞれに状況や背景などが異なりますことから、本人や保護者との面談等により意向を十分に聞き取り、対応につなげております。特に、ヤングケアラーにつきましては、対象の児童生徒に対して、日々の学校生活の中で学級担任を中心に学校全体で見守り、寄り添う姿勢を基本に対応に当たるよう指導しております。

その一方で、スクールソーシャルワーカー等の専門家や関係部局の担当者を交えたケース会議で対応を協議し、関係機関につないだり、学校や地域の警察、民生児童委員、児童相談所等の関係者からなる要保護児童対策地域協議会において、情報の共有及び見守りの強化をお願いしているところであります。

このような学校での取組を強化するため、こども家庭課が中心となり、ヤングケアラーの実態把握に向けたアンケートを、現在、児童生徒

及び教職員等に対して実施しているところです。

こどもの学習環境（こどもの学びの場の確保）につきましては、以上でございます。

○田口委員長 執行部の説明が終了いたしました。御意見、質疑がございましたら発言をお願いします。

○佐藤委員 1ページのいじめの認知件数の状況について、1,000人当たりの認知件数が、全国に比べて非常に高いという出ています。これは、いじめが多いということなのか、小さな案件までいじめと拾い上げているということなのか。丁寧にやっているからこそ、こういう数字なのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○北林人権同和教育課長 本県はここ4～5年、全国に比べていじめの認知件数が高い状況にあります。先生方には、とにかく子供たちの現況を見て、ささいなことでもいじめとして考えるよう伝えていきます。ふざけやからかいと捉えてしまうと手遅れになることが他県で多々ありました。そのことを踏まえ、平成28年度に宮崎県教育委員会では、特に先生方にそれをお願いしたところです。

図を御覧いただくと、平成25年、26年、27年と認知件数が下がってきております。本当にそうなのかと思い、平成28年に先生方にそういう指導を行ったところ、件数が上がりました。件数が上がったことは、子供たちへの目配りができているということでもあり、重大事態等が非常に少ないということであり、認知件数が多いということは、先生方がしっかりと子供を見ていてくれるものと私どもは捉えております。

○佐藤委員 そうであってほしいと思っております。先生が見てくれないというと、子供は寂しい思いをするでしょうから、先生方が、子供を隅々まで見ていただくこと、引き続きお

願いいたします。

**○坂本委員** 小学校の認知件数が多いと感じます。県内の児童数、生徒数を見ると、令和2年では、小学校が6万450人のうちの9,299件が発生しています。6人に1件ぐらいの割合でいじめが起きていると考えられます。

一方で、中学校、高校は小学校の認知件数と差があります。先ほどおっしゃったように、細かいケースまでいじめとして拾い上げていくということであれば、中学校・高校が比例していないのは、取組に差があるということでしょうか。

**○北林人権同和教育課長** まず一つは、小学生の方が、いさかが多いという理由があります。子供たち自身が未成熟であり、子供同士のやり取りの中で、いじめと認知できることが非常に多いというのがあると思っています。

このいじめの認知に関して、県のアンケートでは、いじめがあるかということを書かせますが、子供自身が、いじめと感じやすいところもあると思います。

中学生、高校生になると、相手を思いやる気持ちや、尊重する気持ちも高まってきますので、いじめと捉えることが減っているのではないかと考えております。

**○坂本委員** 私が心配するのは、年齢が上がっていくにつれて、いじめが見えにくくなる、巧妙になるということです。デジタル化した社会では、先生方もいじめを把握しにくくなっているのではないかと心配をしています。

これは、個人的な意見ではありません。人吉市の少年院の先生と意見交換する機会があり、少年犯罪を見ている、この数年、そういう傾向がよく見られるという話がありました。対応の仕方が難しいと思いますが、スクールソーシャ

ルワーカーやスクールカウンセラーの皆さんも、時流に合わせて対応していかないといけないと思っています。研修内容は更新されているのでしょうか。

**○北林人権同和教育課長** 中学生・高校生になると、いじめが見えにくく、巧妙になるということもあるかもしれません。県教育委員会としても、インターネットやSNS等によるいじめを非常に警戒しております。

県教育委員会では、ネットいじめ目安箱を実施しています。今年度は、「ひなた子どもネット相談」と言っておりますが、インターネット上に書き込み等があったら、その部分をスクリーンショットして貼り付けて、人権同和教育課にメールで送ることができるようにしており、子供たちが書き込みによって被害を受けている状況を把握できるようにしております。

また、「ネットパトロール」という、インターネット上に個人名や学校名が書き込まれていないかをパトロールする企業に委託しており、書き込みの報告を受けたら当該校に連絡しております。

また、子供たちや先生方を対象とした研修や啓発については、「ITアドバイザー」という専門家を学校へ派遣して研修しているところです。学校では、SNS等のトラブル等を抱えておりますので、この事業のニーズは大変多くあります。

最後に、啓発用のリーフレットを先生や保護者、子供たちに毎年配付しており、SNS等でのトラブルが起こらないように啓発しているところです。

**○坂本委員** いじめの認知について、地域差はありますか。例えば宮崎市が多いとか、そういう傾向があるのかないのかを教えてください。

○北林人権同和教育課長 この調査は、国の調査です。結果は宮崎県としてしか出てきませんので、地域差は見えません。

○横田委員 いじめの未然防止に向けて一生懸命取り組んでいただいていることに感謝したいと思います。

1 ページの表ですが、いじめの認知後に解消しているものの割合が、ほぼ100%近い数字が出ています。毎年これぐらい解消できているのでしょうか。

○北林人権同和教育課長 毎年データを取っており、毎年こういう傾向にあります。

○横田委員 これだけたくさん解消できているということであれば、いじめの解消事例数も相当あると思います。解消に至ったプロセスや理由をしっかりと検証して、それに基づいて指導すれば、いじめの件数もずっと減ってくると思います。そういった検証とかをどうされているのか教えてください。

○北林人権同和教育課長 いじめを解消するために必要な取組について、「いじめ対策のガイドライン」を作成しています。いじめ発見時の子供たちへの対応や、いじめた子供やいじめられた子供への対応の仕方、また、チェックリストでいじめが解消したかを確認するというガイドラインです。学校は、そのガイドラインに基づいていじめに対応していると思います。いろいろいじめのパターンがありますので、学校はそれぞれ取り組んでいると思いますが、県教育委員会で検証はまだしてありません。

○横田委員 いじめには、それぞれ理由や背景があり、一つ一つ違うと思いますが、これだけいじめの認知件数がありますので、いじめに至らないための取組もしていく必要があると思います。ぜひ取組をお願いします。

○窪菌委員 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣は、海岸沿いの地域に集中して配置されている気がしますが、いつ頃に配置されたのでしょうか。令和2年度は、令和元年度に比べていじめの件数が4,000件程度減ってきているということですが。

○北林人権同和教育課長 スクールカウンセラーは、平成7年から、スクールソーシャルワーカーは、平成21年から配置しております。

○窪菌委員 配置された当時は、いじめの認知件数は少なかったと思いますが、その後に増えてきて、令和元年が一番多いというようなことですね。配置された効果はどうだったのでしょうかね。

○北林人権同和教育課長 スクールソーシャルワーカーについてお話をします。

私は、スクールソーシャルワーカーが配置された効果は、絶大なものと考えております。私も校長として学校にいましたが、子供たちの問題は、家庭の問題も大きく関わってきます。学校は、なかなか家庭には踏み込めませんが、スクールソーシャルワーカーと連携すると、子供の家庭を訪問してもらうことができ、保護者と話をして、福祉部門につないだり、医療につないだりということをしてくれます。

県とは別に、市町が単独でスクールソーシャルワーカーを配置しているところが10市町、10名います。私も、先々月、市町村を回って市町村にも配置に係る応分負担をしていただきたいというお願いをさせていただきました。市町村もスクールソーシャルワーカーを雇いたいと思っていますが、財源の問題もあり、なかなか雇用できません。県に対しても、派遣をお願いしたいという要望も非常に多く、スクールソーシャルワーカーは、やはり、いじめや不登校に

関してキーマンになる存在だと私自身も感じています。

○窪菌委員 効果が非常に絶大だということですが、専門性の高い人たちが派遣されているのですか。資格を持っている人や経験豊かな方が派遣されているのですか。

○北林人権同和教育課長 スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する方をお願いをしております。いずれも国家資格であります。社会福祉士は児童や高齢者を対応し、精神福祉士は精神に問題を抱える方を対応することが多いですが、いずれもいじめや不登校等の子供に対応できるということで、この2つの資格を有する方をお願いをしております。これ以外にも、教育や福祉の両面において活動実績がある方にもお願いをしております。

○坂口委員 一つのいじめが解決すると、いじめる加害者は、対象を変えてまた繰り返す状況ですか。それとも、完全に解決して、加害者も「もういじめない」となるのでしょうか。

○北林人権同和教育課長 資料に記載しているいじめの認知件数は、1件、2件というふうに数えております。いじめが解消される定義は、3か月間何もなかった場合です。いじめられている被害者が、「もういじめられていない」と感じている状態で、初めて「いじめが解消された」と言っています。3か月を経て解消したけれども、また別のいじめの形態が発生していれば、それはまた1件として数えております。

○坂口委員 いじめの加害者が、いじめる対象を変えながら、あるいはまた同じ子供を対象にしていじめることもあり得るということですね。加害者を分析すると、共通する部分があるものですか。

○北林人権同和教育課長 いじめの加害者、被害者ともに、特にこれというものはないと思います。

国は、小中学生を対象にしたいじめの追跡調査を行っており、その中で「仲間はずれ、無視、陰口をされた経験がある」と答えた子供は9割おりますが、「仲間はずれ、無視、陰口をした経験がある」という子供も9割おりました。ということは、どの子でもいじめをしてしまうし、いじめを受ける可能性があると思います。

県教育委員会では、先生方には、「どの子でもいじめを受けている可能性がある」と思って対応してもらっております。

○坂口委員 誰でもいじめの加害者にも、被害者にもなり得るということを大前提として、全体に目配りや気配りしながら対応しているということですね。わかりました。

次に、ヤングケアラーについて質問です。私は、学校が一番初めに気づけると思っています。日常的に子供を観察して、少し様子がおかしいかもしれないと思ったり、確証たるものを感じたりした子供が、「ヤングケアラーかもしれない」と他の支援機関につないで、やはり「ヤングケアラーだった」という割合はどのくらいですか。

○北林人権同和教育課長 ヤングケアラーについては、現在、県で実態調査をしているところです。一部の市町村では、各小中学校で調査を行っています。県教育委員会に毎月提出されてくる生徒指導状況報告の中に、ヤングケアラーの可能性のある子ということで、先生たちに対応してもらっているケースがあります。

割合がどのくらいかは分かりませんが、国の調査では、ヤングケアラーは、小学校で6.5%、中学校で5.7%、高校で4.1%いるということですので、各学校・学級に1人はいると考えて、

先生方に見ていただきたいとお願いをしているところでは、先生方もよく注視して対応しないといけません。

**○坂口委員** 私が伝えたいことは、やはり学校が一番初めに子供の状況に気づくし、気づきやすい場所と思います。

当然、こども家庭課が全体をコーディネートして把握することになるとは思います。学校で、「授業中にこの子は眠り過ぎるな」とか、「最近宿題も滞りがちな」という子供の状況に特に担任の先生方が気づくと思います。そういう場合に、上司に報告をして、他の支援機関につながり、やはりヤングケアラーだった、という打率は低くてもいいと思います。ヤングケアラーではなくても、こういう事情がありました、ということで、その子供の事情も見守りながら、一人も取り残さないで救えるぐらい支援が必要と考える対象を広く考えることが大切だと思います。

今後しっかりと取り組んでいただきたいとします。

**○黒木教育長** 私も未熟な教員でしたが、学校現場におりまして、教員歴を重ねていく中で、「虐待」という言葉を学びました。その後、「貧困」という言葉を学びました。そして今は、「ヤングケアラー」という言葉を学んでいるところでございます。あの子はきっとそうだったんだと、若い頃に会った子供たちのことを思います。その頃は、本当に未熟で全然分かっていませんでした。

ヤングケアラーについて、先生方の学びは、これから始まると思います。委員がおっしゃったように、ヤングケアラーを「見つける」、「見守る」という視点を学んで身に付けていくことになると思います。

**○井上委員** 坂本委員からも出たように、いじめの質の問題として、中学生、高校生の方が小

学生よりも深刻であり、表に出にくいという点では、先生方もよく注視して対応しないといけません。

そのときに、先生方だけでは大変なので、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにお世話になるわけですが、先ほど出ました貧困の問題にも対応しなければいけなくなっているように、対応する内容が非常に多く、重くなってきていると思います。

県が配置している10名に加えて、宮崎市・高鍋町・三股町が単独で配置されています。宮崎市は中核市だから別に活動するのかなと思いますが、高鍋町と三股町はどういう状況になっていますか。

**○北林人権同和教育課長** スクールソーシャルワーカーについては、市町村も非常に大切な存在で、配置を望んでおります。図の右側にある市町村単独配置というのは、国・県・市町村がお金を出し合って雇用をしている形です。

宮崎市につきましては、単独で国から補助を受け、宮崎市と国がお金を出し合って雇っております。高鍋町と三股町につきましては、全額町が負担しています。

極端なことを言うと、自分のところで、使い勝手のいいように使いたいということもあり、全額を町で負担してスクールソーシャルワーカーを配置しています。

**○井上委員** スクールソーシャルワーカーの方たちは、特に貧困問題が非常に注目されたときにすごい動きをしてくださった方たちです。過去には、担当する人数がすごく多くなり、大変な状況になったということもあります。

県教育委員会としては、今後、スクールソーシャルワーカーをどのように県内まんべんなく配置をしていくのか、考え方を明確にする必要

があると私は思っています。

いじめの問題でも、先生方ではなかなか把握できなかったり、支援者の誰かが家庭に入らざるを得ない問題があります。今まで事件になった問題を見てみると、家庭では把握していなかったというものや、学校と保護者の連携がうまく取れていないというケースもあったので、先々のことを考えれば考えるほど、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが教育現場の先生方と連携することが大切だと思います。単に市町村に配置してください、というだけではなく、県教育委員会として、全県をどう網羅し、全ての子供たちが安心して相談をできる窓口となってもらえるかを整理されるべきではないのかと思います。

その上で、例えば予算の問題を考えるべきではないでしょうか。予算の裏付けがないので何もできないという状況は問題があると思います。

**○北林人権同和教育課長** スクールソーシャルワーカーを増やすことによって、対応する子供や家庭を増やしていきたいと考えております。

予算的な視点では、市町村が単独配置をしていただくと、県の持ち出しが少し減るため、もっと多くの人数を市町村と協力しながら雇用できるという面がありますので、この市町村配置を増やししながら、県の配置についても維持していきたいと思っています。

また、予算面だけではなく、スクールソーシャルワーカーがなかなかいないという人材確保の問題もあります。今は十分足りていますが、有資格者がなかなかいないため、九州保健福祉大学とも連携しながら、学生に資格を取っていただき、スクールソーシャルワーカーとして活躍していただけるようお願いしたり、市町村の福祉分野等に精通している方にスクールソー

シャルワーカーになっていただくようお願いしているところです。

**○井上委員** できるだけ宮崎県が自立できるような状況というものをつくり出すということが大変重要で、人材の育成をすることがとても大切だと思います。

せっかく資格を持っているけれど、それを生かせないまま他県で就職をすることもありますので。私は、宮崎大学の地域創生学部の皆さんとも意見交換をして感じますが、県内で雇用を増やし、学生が持っている能力を発揮できる場所を増やす必要があると思います。

福祉関係については、余計に考えていなければいけないと思っており、県外に人材が流出していくことを止めないといけません。だから、県内の雇用や待遇の問題をしっかりと考えて、必要な人材数を県が明確にしておくべきと常々考えています。学校が必要と考える人数、県全体で必要と考える人数を整理し、人材をどう確保するかを常に考えておいていただきたい。

予算の裏付けについては、子供たちに必要な部分だということで確保すべきです。私は、例えば介護人材が欲しいと常々思っていますが、きちんとした人数確保をできる状況をつくらないといけません。スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置についても、明確な目的と根拠を持って、県にきちんと財源を確保してもらうことが大変重要なのではないかと考えています。

今日説明いただいた内容だけでも、先生やスクールカウンセラー等の方が丁寧に子供に対応していることがよく分かりました。手を抜かずに、これからもその子供たちのために対応していただきたいと思います。

また、続けていただきたい取組は、人権問題

の作品募集です。昨日、南九州市知覧町で行われた、平和問題に対する子供の意見についての表彰式に出席しました。作文を通して、平和について考えるきっかけになったり、平和について伝えていく大きな力になっていると感じました。

本県では、人権に関する作品募集や、県内の児童生徒のいじめを含めた人権問題について考える機会を提供しているということですが、これはとても重要なことだと思いますので、続けていただきたい。また、賞などのステータスのあるものに仕上げていただきたいと思えます。自分たちの中で人権問題について考えたり、先生方や生徒同士で人権について深く議論することができる機会になると思っていますので、手を抜かずに徹底的にやっていただきたいと思えます。

**○吉崎人権同和対策課長** 人権の作品募集についてですが、子供たちの目線で書かれた作品は、心に届きやすく、また、自らの気づきの機会を提供することで、子供たちを被害者にも加害者にもしないという観点で非常に啓発効果の高いものであると考えております。

令和3年度につきましても、436校中233校から御応募をいただいております。子供たちが子供たちの目で戦争や平和、いじめのことも含めてよく考え、自分なりの考えをまとめて、非常に心に響くものですので、今後とも教育委員会や本局と連携し、この事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

**○井上委員** 続いて、フリースクールのことについて質問です。

フリースクールは、これからもっと注目されますし、県もフリースクールをどのように捉えるかを考えておかないといけないと思えます。

この点について、御意見を聞かせていただきたいと思えます。

まず、今現在あるフリースクールについて、実態調査と分析はしているのでしょうか。

**○北林人権同和教育課長** フリースクールにつきましては、昨年度末以来、連携に向けて調査研究を実施しています。現在、フリースクールは、7市町に22か所あると市町村から報告を受けております。

この実態調査は、市町村にお願いをしています。何人の子供たちがフリースクールに通っていて、どのような活動をしているのかなどを、市町村に把握してほしいとお願いしています。

また、県教育委員会としましても、複数のフリースクールを訪問し、意見交換をしております。今後、学校との連携についての議論等、フリースクールを主催する方を集めて意見交換会等を行おうと考えています。

今後、フリースクールのニーズが高まると考えております。これまでは、正直なところ、県も市町村も連携することを考えてきませんでした。その理由の一つには、市町村には適応指導教室があり、そちらに力を入れてやっていたことがあります。

ただ、不登校児童は本当にいろいろな事情を抱えており、一言では不登校の原因は言えません。そうしたときに、なるべく子供を支援する間口を広く持ち、いろいろなパターンの子供が、いろいろな学びができるように準備をしておく必要があると考えています。フリースクールに通うということは、学びの一つの形ですので、今後、教育委員会や市町村教育委員会とも連携をしながら、フリースクールと一緒に子供たちを育てていきたいと考えています。

**○井上委員** 不登校特例校の問題も考える必要

があると思います。市町村教育委員会の判断もあります。ある程度、県として、フリースクールとどのように連携するのかわからないのかや、出席扱いにできるのかどうかを考える必要があると思います。

文部科学省は、いろいろな学校を、学校として認めています。授業内容も違ったり、プロジェクト中心で教育を進めていく方法もあります。フリースクールの問題ではなく、宮崎県の教育の在り方をどう考えるかを議論してもらいたいと思います。そのあたりは、今後、どのように考えているかをお聞かせください。

**○北林人権同和教育課長** 私自身も、フリースクールや学びの確保について勉強すればするほど、学校とはいったい何なのか、学校は何をすべきところなのか、学校で学べない子供にどう対応していくのかという疑問を実感しております。

市町村の教育を培う教育長は、それぞれに学校とは何かという「学校観」を持っていらっしゃいます。私も、先々月あたりから市町村の教育長を訪問し、フリースクールを含めて、学校をどうしていきたいのかや、子供をどうしていきたいのかについて議論を進めているところであります。

市町村の教育長も、不登校の問題や学校を今後どうしていくかを非常に興味深く思っております。最終的に目指すところは、学校に行くこともですが、「社会的・職業的な自立を子供たちが果たすこと」を目指して、いろいろな方向を模索していく必要があると私は考えているところです。

**○井上委員** 私どもは、「こどもの未来応援対策の特別委員会」です。子供の未来を応援しようとしているので、どうすれば子供が一人の人間

として自立していけるのか、自立するための手助けを学校や県全体でどのようにできるかが私たちに問われていると思っています。不登校のまま置いておくということではなく、子供たちのために何かを考えて変えていく必要があると思います。不登校児が一定の数がいるということは、認めざるを得ません。学校とは何か、教育とは何なのか、と大人に突きつけられている内容でもあるので、資料に書かれているように、フリースクールや市民団体との連携については、県としても議論をし、私たちも一緒に議論しながらやっていけたらと思っていますので、御努力をお願いします。

**○山内委員** 今日御説明いただいた、いじめ対策にしても、ヤングケアラー問題にしても、いろいろな活動をされている方や学校の先生にお話を伺うと、根本的な問題として、先生方が忙し過ぎるところがあります。

まず、先生方を確保できないということや、多忙感を常に抱えていらっしゃる点を根本的に解決していくことができないかと思っています。

その上で2点質問です。

私は、いじめ問題に関してよく保護者の方から御相談をいただきますが、保護者と学校・教育委員会との関係がかなり悪化してしまってから相談を受けることが多いです。関係が悪化する前に、学校や教育委員会とは別の、第三者が保護者の思いを受け止めたり、関係をうまく築くために、間を取り持つ仕組みができないのかと思っています。

また、学校や教育委員会が、いじめに対応してくれたが、子供や保護者としては、対応に納得ができなかったという場合に、学校や教育委員会の対応を検証したり、改善につなげられるような仕組みはあるのでしょうか。

**○北林人権同和教育課長** 1点目の学校と保護者の間をつなぐ仕組みについてですが、まずは、早期発見が大切だと思います。毎月、アンケート等で子供たちにアンケートを取り、いじめの発見に努めています。それがこの認知件数の多さにもつながっていますが、アンケートから漏れたり、こじれてしまった場合があるため、今は、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーに間に入ってもらい、子供の本音や家庭の事情等を探った上でのケース会議を行っているところです。学校と子供の間を取り持つところは、そういうところだと思います。

二点目の質問の、対応に納得がいかない場合の対応についてです。教育委員会にも保護者から訴えがあったりしますが、そういう場合には間に入って、保護者の意見と学校の対応等について、市町村教育委員会とも協力しながら、対応の仕方についても指示ではないですが、こういうふうにしたらどうかと提案することもあります。それで解決しない場合も、保護者と学校の間にも市町村教育委員会が入って、引き続き状況等を見ながら対応してもらっているところがあります。

検証は、具体的にはしていませんが、いじめ対応のガイドライン等で、例えば、どのように加害者の子供や保護者に話をするかということに記載しており、そういうものを参考にしながら学校で対応してもらっているところです。

**○山内委員** 学校と関係が悪化してしまった保護者からすると、教育委員会も学校側という見方になってしまっていることが多いと思います。

例えば、その子供さんが亡くなってしまったなどの重大事案が起きたときは、弁護士などが入って第三者による委員会を設置して検討されると伺っていますが、通常のいじめ対応につい

ても、第三者で検証する機関があると、保護者も信頼して話しやすくなるという思いを私は持っています。今後も、何か御検討いただきたいと思っています。

続いての質問ですが、3ページのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて、非常にニーズがあると伺いました。実際に活動している方から話を聞くと、子供のために一生懸命活動しているが、任期やその待遇の問題から、不安定ですし、生活を維持できる仕事ではないようです。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの身分や待遇、任期について教えてください。

**○北林人権同和教育課長** スクールカウンセラーは、公認心理師、臨床心理士、精神科医、大学の先生という資格要件があります。資格としても非常に高い資格を持たれているため、1時間当たり4,500円に対応していただいております。

また、資格に準ずる要件として、例えば大学院の修士課程を修了した方で、心理臨床業務や児童生徒を対象とした相談業務に1年以上就業経験がある方、大学や短大を卒業し、臨床経験を5年以上された方や教育委員会がそれと同等の知識を有すると認めた方もあります。そういう方は1時間当たり2,700円をお願いしています。

スクールソーシャルワーカーは、1時間2,000円をお願いをしています。

**○山内委員** 契約に関してはどうでしょうか。会計年度任用職員なのか、派遣の都度、契約を結んでいるなど。

**○北林人権同和教育課長** 会計年度任用職員になります。実績報告を毎月提出いただき、その

実績に応じて給与をお支払いしています。旅費も出しております。

**○山内委員** 例えば他県の例などで、常勤で雇う考えはないのでしょうか。

**○北林人権同和教育課長** 私の知る範囲では、常勤の例はないと思います。実際に働かれています方の事情もそれぞれあり、会計年度任用職員が良いと言われる方もいらっしゃいます。一律に常勤雇用というのは、難しいと思っています。

**○山内委員** 確かに仕事をされている方の事情もありますし、多くの人数を雇うためには、非常勤の方が確保しやすい点もあると思いますが、例えば、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとして生計を立てて働きたいが、実際は、非常勤で生活を維持することができないため、スクールカウンセラーを続けることが難しいという方もいらっしゃるかもしれません。常勤で働き続けられるような仕組みづくりについても検討をお願いしたいと思います。

続いて、フリースクールについて質問があります。フリースクールについて実態把握や意見交換の場をつくっていただいて、本当にありがとうございます。

国でも、フリースクールの定義はないと思いますが、今回示していただいた22団体に対しては、どのような定義をされているのか教えてください。

**○北林人権同和教育課長** 今回示しました7市町22か所につきましては、市町村教育委員会が把握しているフリースクールをお知らせいただいたところです。

市町村によっては、既にフリースクールと連携を始め、支援会議を開催したり、教職員や市町村教育委員会の職員が訪問して情報共有をしているところがあります。現状としては、市町

村からお教えいただいたフリースクールになります。

**○山内委員** 学習支援をしていたり、学習支援はしないが子供の居場所を確保しているなど、団体によっても活動内容が違うと思います。それぞれの団体とどのように連携をしていくのかという部分を私は注目しています。

基本的には、一番身近な市町村教育委員会とフリースクールを運営する民間団体とが一番近い関係になると思いますが、フリースクールが存在しない自治体があったり、フリースクールによって活動内容や質、教育の内容も全く違っていると思います。地域の偏重や活動内容を担保することなど、県としてはどのような役割なのか教えてください。

**○北林人権同和教育課長** 県教育委員会としても、フリースクールを子供たちのより良い学びにどのようにつなげるかという視点で考えてきました。フリースクールには、学習支援もあれば、子供の状態によっては、山の中を走ったり、海に行ったり、料理を作ったりすることが学習としているところもあります。

フリースクールについては、一応、国から民間施設運営のガイドラインが示されております。例えば、法人・個人は問わないが、指導に関して深い理解と知識を有したり、社会的信望を有しているというようなところや、経理に関して情報提供が保護者になされているなどの要件があります。試案ですが、市町村にもこのガイドライン等をお示しし、そういう部分についてもきちんと見て、適性があれば連携を図るようにと伝えていきます。

そういう意味で、県の役割は、県全体を見渡して子供たちの学びが確保できるかというところを視点に、各市町村と連携したいと考えてい

ます。

○山内委員 保護者にとって大事なのは、フリースクールの出席が、学校への出席扱いにしてもらえるかという部分も非常に気になる点です。今後、連携協議を進めるに当たって、そういった視点も協議いただきたいと思います。

9月定例会の一般質問で、県立学校の出席扱いの件で図師議員が確認されていたと思いますが、適応指導教室か通信制か分かりませんが、参加することで学校への出席として扱うが、進学や卒業要件にはカウントしないという話がありました。

その対応は、国で決められているものなのか、宮崎県としてそのように対応しているのか、どちらでしょうか。もし、県としてそういう対応になっているのであれば、今後その部分を変更するお考えはないのかを教えてください。

○高橋高校教育課長 高校教育については、国の通知により、履修要件があります。単位取得のためには授業に出ることが定められており、各学校が、生徒が授業を受けた場合に単位の取得をする権利を満たすようになっており、これは全国で一律に同じです。それぞれの学科の要件は各学校が定めるものですが、履修要件を定めることは全国一律であり、本県もそれにのっとっております。

○山内委員 その部分は私もまだ研究が足りないので、自分でも勉強して考えさせていただきたいと思います。

子供の学習環境について、オンライン学習の内容について説明がありませんでしたが、学校に行けない子供にとって、オンラインでの学習が授業を受ける一つの選択肢になり得ると思います。その部分について、県の考えを確認させてください。

○北林人権同和教育課長 国は、ICTを活用した学習指導を認めておりますので、県としても進めているところであります。

先ほど、各市町村教育委員会を回って各教育長と協議をしてきたという話をしましたが、その中で話題となったのが、フリースクールでの学びの確保と、今後、ICTをどのように活用するかということでした。

各市町村では、既にICTを使って授業風景を不登校児童に配信したり、朝の会や帰りの会等を配信しています。7月に特別委員会で視察をされた都城市教育委員会のように、適応指導教室でICTを活用していたり、ICTを使って学校と家庭等をつないで、出席扱いにしているところが増えております。今年度は、このICTを使って小学校で16人、中学校で41人を出席と認めております。

端末が1人1台普及したこともありますので、今後はICTによる授業の配信や、子供とのやり取り等が増えていくと思いますし、そのようをお願いしているところです。

○山内委員 オンライン学習もきちんと取り組んでいただけるということで安心いたしました。

あとは、学校に行けない子供にも適切に情報提供を行うことについて、国からも通知されていると思いますので、学校以外にもフリースクールやオンライン学習など学ぶ場の選択肢があるということも、改めて学校や先生からも子供や保護者に伝えていただけるようお願いしたいと思います。

最後ですが、ヤングケアラーについて調査が始まっているのかと思います。改めて、その調査内容や質問項目を資料として頂きたいと思います。

○小川こども家庭課長 以前、国の調査に準ず

るということで、国の調査項目を提出しましたが、今調査中のアンケート用紙を提出することはできると思います。後日、議会事務局を通じて提出したいと思います。

○山内委員 ありがとうございます。調査方法は、オンラインだけなのか、紙との併用なのかを確認させてください。

○小川子ども家庭課長 オンラインでできるところは、もう基本的にはオンラインで実施しています。私立などオンラインで実施できない学校も一部ありますので、そこは紙で対応する形になっております。

○山内委員 しっかり取り組んでいただきたいと思います。

○吉崎人権同和対策課長 先ほど、山内委員からいじめに関する第三者的な相談の機会ということでお話がありましたが、法務局の人権擁護課が学校とも連携して、手紙などによる「子どもの人権SOSミニレター」や、電話による「子供の人権110」に取り組んでいると聞いております。

「子どもの人権SOSミニレター」は、毎年度、全ての児童生徒にミニレターを配付し、子供から直接、法務局にいじめを含む困っていることを伝えることができるということです。

また、先ほど井上委員から人権作品募集のことでお話がありましたが、毎年度、1万点近い応募があっており、優秀作品につきましては、12月の人権週間の際に、県庁の講堂で表彰式を開催しております。

○前屋敷委員 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて、非常に重要な役割を果たしていただけていることが分かりました。人材確保が困難ということですが、しっかり力を出して働いていただくためには、労働

条件など働き方の中身についての検討を柔軟に進めていただきたいと思います。要望です。

質問ですが、市町村単独で配置しているところには、要請があれば、県が配置している10名の方が支援に入っているのでしょうか。

○北林人権同和教育課長 スクールソーシャルワーカーを雇っている市町村は10市町ですが、1名か2名の雇用です。大きな市では、1名では足りておらず、子供を救うためにはスクールソーシャルワーカーが必要なので、この10市町から要請があった場合には、県からスクールソーシャルワーカーを派遣しているところです。

○前屋敷委員 全国的にもいじめ問題で子供が自ら命を絶つという悲劇が起きていますが、絶対にこういうことに至らないために、どんな小さなことでもいじめと捉えて見逃さないという姿勢で臨んでおられているということを説明いただきました。

いじめ不登校対策委員会の構成メンバーについて教えてください。

○北林人権同和教育課長 各学校で開かれるいじめ不登校対策委員会は、定期的にいじめ不登校対策委員会と、事が起こったり、そういう情報が入った、見取れたという時に臨時で開かれる場合があります。構成は、学校長を中心としており、学年主任や担任、生徒指導主事、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーなども入っています。

さらに、解決のためのケース会議として開催する場合には、スクールソーシャルワーカーが福祉部門の方にも来ていただいたく段取りも行ってくれて、学校で一緒に協議するようになっております。

○前屋敷委員 スクールソーシャルワーカーは、家庭との連携する役割も果たせるということで

したので、当然この委員会の構成員になっていると思いますが、保護者の意見を十分に把握し、反映できる仕組みはありますか。

**○北林人権同和教育課長** ケース会議は、スクールソーシャルワーカーが持っている情報をもとに、子供へのケアと今後の対応について協議をする場ですので、保護者の要望等の情報も共有しながらやっていると思います。

また、学校にはスクールサポーターという警察OBなどもおり、この方が家庭にかなり入り、保護者とやり取りをしたり、子供と直接話をしてもらっており、ケース会議に入って伝えてもらうようにしています。

**○前屋敷委員** いじめは、人権を侵害する行為だと思います。子供たちの人権がしっかり守られる教育を進めているという話もありましたが、相手の立場に立って物事を考えられるような、心豊かな子供が育つような教育が大切だと思います。

子供に目が行き届く状況を作るため、先生を増やすことも大切だと思いますので、その辺も含めて御努力いただきたいと思います。

**○徳重委員** 1ページの本県のいじめの認知件数を見ると、取組中のものがあります。私が注目したいのは、中学校で2%という数字です。1,226人中の約50人がまだ取組中や調査中です。一人の子供も取り残さないということを考えると、その後はどうなっているのか、私はこの数字に疑問を感じます。

私の中学時代の同窓生は、50年以上たっても「いじめられたことは一生忘れない」、「俺はあの人を殺してやりたい」ということを言ったことがあります。それぐらい、いじめは心に残っていて、その人の一生を左右するようなことにつながっています。

取組中の2%の人は、いじめが一生付きまとう大きな問題ではないかもしれませんが、その後の結果は分かりますか。

**○北林人権同和教育課長** いじめは人権侵害の最たるものだと私も思っておりますし、いじめられた側は、ずっと記憶から消えないので、解決に向けて、周りも努力する必要があると思います。

この2%は、いじめの解消に向けて取組中となっていますが、先ほども説明しましたように、3か月間何事もない、いじめられていない状態であれば解消と言えますが、3か月間で解消し切れていないものが取組中となります。

その後になんか追跡していませんが、学校は、必ず解決するという気持ちで取り組んでくれているものと信じています。

**○徳重委員** 中学校を卒業すると、義務教育が終わり、職業系の高校へ行ったり、普通科の高校へ行ったりと別れるわけです。小中学校で受けたいじめは、義務教育9年間の長い間に蓄積されていくので、私はこの中学校のいじめを何とか解消する努力をしていただきたいなと特に思っており、「その後は分からない」ではなく、もう少し、ここに力を入れてほしいということをお願いをしておきます。

それと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとかいう方について、定年退職をして従事している方がほとんどという印象があります。資格を有していても、時間的にも従事する時間は非常に短かったり、任期がある方が多いと思います。

専門的な知識を有する人を確保したいということであれば、県は、正規職員として専門的な人を雇い、その人の下で育成されるカウンセラーが何人かいて良いと思います。全員を正規職

員にして雇いなさいとは言わないので、何人かを県が正式に雇い、その人の下で、非常勤で従事しながら育てていくことも一つの方法です。

いじめ問題は、子供を取り巻く問題の中で一番大きなものと思いますし、来年4月にはこども家庭庁も設置されます。いじめ問題を絶対に解決しないといけない問題ということであれば、正職員をしっかりと雇い、全県下の関係者を呼んで研修会や勉強会を続けていくことでいじめ問題に対応できる人を育成し、いじめを解消できるのではないかと思います。ばらばらに雇用したり、点在している状態では、県全体としては、十分に解決できないのではないかと思います。教育長はどのように考えていますか。

**○黒木教育長** 本県では、最初に、スクールカウンセラーを精神科医や大学の先生にお願いした経緯があります。もう既に、病院や企業でお勤めになっていらっしゃる方です。もともと別にお仕事を持っている方に、臨時で力をお貸しくださいというような働きかけをしたことから始まったと記憶をしております。

これを先ほど、御自身の生業にできる方を雇用するようにとご提案いただいたところですが、今後もニーズが高まると思いますので、教育委員会としても、何ができるのかをいろいろな角度から分析させていただき、検討をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

**○川添副委員長** 3ページの24時間子供SOSダイヤルとメールによる相談の実施について質問です。いじめの被害を受けている方や目撃して通報してくると思いますが、電話やメールでは、深刻な事案の相談が来るのではないかと思います。相談受付件数の推移や、相談年齢を把握していれば教えてください。

**○北林人権同和教育課長** 子供から寄せられる

相談を受け止めるために、「24時間子供SOSダイヤル」、「ふれあいコール」、メールによる「ひなた子供ネット相談」を行っております。

まず、令和3年度は、「24時間子供SOSダイヤル」の相談件数が170件です。「ふれあいコール」は、県の教育研修センターに校長経験等の有識者が対応していますが、相談件数が390件で、合計560件の電話相談を受けております。令和3年度の実績によると、保護者からの相談が一番多く、続いて高校生、中学生、小学生の順です。

「宮崎県子供メール相談ひなた子どもネット相談」は、8月時点で合計7件の相談が来ており、全て高校生です。

**○川添副委員長** コロナ禍を差し引いても、高止まりしているように思います。

6ページのフリースクールの数は報告がありますが、生徒数はいかがですか。

**○北林人権同和教育課長** フリースクールに通っている子供の数はまだ把握できていません。

市町村が運営しております適応指導教室についてですが、令和4年9月1日時点で在席している児童生徒数は、小学生が21名、中学生が183名で、7市町26教室にこれらの児童・生徒が通っております。

**○川添副委員長** 出席扱いにするフリースクールが宮崎市に1施設あるということですが、これは、教員の資格を持っている方が、カリキュラムをしっかりこなして取り組んでいる場合などでしょうか。

**○北林人権同和教育課長** この件については、先日の本会議でも答弁させていただきましたが、「コラッジョ」という宮崎市が運営する施設になります。生活困窮の子供の支援ということで、宮崎市の福祉部門が「コラッジョ」を運営していますが、利用者の中に不登校児がおり、学習

支援指導もしております。「コラッジョ」は、宮崎市が運営する施設ですので、市の教育委員会と連携し、学校が施設を見に行き、そこで学んでいる内容等を確認して、出席と認めているところです。

○川添副委員長 小学生が21名フリースクールに通っていますが、小学校には何年間か登校せず、フリースクールで学んだりしても、中学校に進学することも可能なんですね。

○北林人権同和教育課長 21名というのは、市町村が運営している適応指導教室を利用している子供の数ですが、その中には、フリースクールに通っている小学生もおります。

小学校、中学校に関しましては、先ほど高校教育課長が申しあげました単位を取らないと進学や卒業ができないというものではありません。義務教育ですので、極端なことを言うと、どこにも行っておらず、一日も出席していない子供も進級し、卒業をしています。

私が教員になった時代は、進級判定会議でずっと残っていく子がいました。29歳になって、校長が、この方をこのまま学校にとどめていても何の意味もないとなり、卒業させた事例を経験しています。

ただ、今は、ほぼ学齢で卒業をさせていますので、小学校の子供がこの適応指導教室に通って出席を認めてもらっても、出席を認められないフリースクールに通っていたとしても、中学校へ進級し、卒業できます。

○川添副委員長 令和2年度は、不登校児が小中高合わせて1,700人いますが、生活困窮世帯やシングルマザー世帯などと因果関係があるかなど、この1,700人の分析は何かしているのでしょうか。

○北林人権同和教育課長 不登校の子供たちに

関しましては、先ほど申しあげましたとおり、一人一人事情が違います。国が調査している不登校の要因やきっかけと考えられる状況に挙げられているのは、小学校で一番多いのが無気力で、次いで不安、生活リズムの乱れ、非行等です。

中学校では、やはり無気力、不安、生活リズムの乱れ、友人関係のトラブルで、高校に関しましても同様の傾向ですが、学力不振等も不登校に入ってきます。

○川添副委員長 9月定例会に上程した補正予算議案で、福祉保健課が中学2年生に貧困調査を行うことになっています。学校は、非常に頻繁に調査やアンケートで立て込んでいる中で、非常に恐縮しながら事業を組み立てていると聞いていますので、教育委員会でも協力してあげてください。対象は、中学2年生1,000人の抽出調査を今年度中に実施するとのことですので、協力をよろしくお願いしますということを要望しておきます。

○田口委員長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 質問がないようですのでこれで終了します。執行部のみなさんは退席していただいて結構です。

暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

---

午前11時56分再開

○田口委員長 それでは委員会を再開いたします。

協議事項（1）の県外調査についてであります。

資料1、県外調査の行程表を御覧ください。

10月12日火曜日から10月15日土曜日に実施予

定です。

往路は飛行機、復路はカーフェリーを使用するため、県議会出発・解散の行程の予定です。

10月12日は羽田空港経由で石川県白山市へ向かい、午後から障がい・子供・高齢者など制度の枠を越えて、全ての人が生き生きと暮らせるまちづくりを行う社会福祉施設佛子園の運営施設を訪問します。夕食は施設内の就労継続支援事業所の食堂で食べた後、金沢市内に宿泊します。

2日目は、富山県富山市へ移動し、富山県の子供・子育て支援の取組を調査し、午後は新幹線と特急列車で京都府へ移動いたします。

3日目の午前には、京都府の女性の就労支援とヤングケアラー支援の取組について、午後は兵庫県西宮市のキッザニア甲子園でこども議会や子供のキャリア教育の実践について調査します。

帰りは神戸港からカーフェリーを利用し、15日の朝、宮崎港に到着後、県議会に戻って解散いたします。

なお、諸般の事情により行程に変更が出る場合がありますが、正副委員長に御一任をお願いいたします。

次に、協議事項（2）の次回委員会について、資料2を御覧ください。

次回委員会は閉会中の11月2日となります。

調査項目の男女平等の地域格差に関連し、本県の雇用状況や女性の経済的自立支援について、みやざき女性・高齢者就労支援センターを調査し、県執行部と同センターから説明を受け、意見交換をしたいと考えております。

行程は、午前10時に議会を出発し、正午までに戻る予定を考えていますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 ありがとうございます。

それでは、そのような形で準備をさせていただきます。

続きまして、協議事項3その他で、委員の皆さんから何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、以上で、本日の委員会を閉会いたします。

以上で終了いたします。お疲れさまでした。

午後0時2分閉会



署 名

こどもの未来応援対策特別委員会委員長 田 口 雄 二